

割賦販売の契約不履行および

取戻し商品の会計処理

——とくに H. A. Finney の所説について——

桑 原 幹 夫

- 一 まえがき
- 二 取戻し商品の評価とその会計処理
- 三 契約不履行および取戻し商品の記帳
- 四 契約不履行の記録の二者択一的方法
- 五 顧客への払いもどし
- 六 むすび
- 一 まえがき

わが国の企業会計原則では、周知のように割賦販売
については、「割賦金の入金の時をもって売上収益の

実現の時とみなし、その期の損益計算に計上する。割
賦収益の実現の尺度は原則として、販売基準ではなく
て、回収基準とする」という、いわゆる割賦基準がと
られている。

ところが、割賦金の決済が不能となり、契約不履行
となった場合には、売手は商品の取戻しを行うのが普
通であるが、この場合の取戻し商品の評価、その記帳
方法等々をめぐる会計理論および会計処理については、
従来、必ずしも明確にされているとは云えない。にも

拘らず、今後、割賦販売が盛んになるにしたがつて、それと並行して、契約不履行および商品の取戻しもひんばんに行われるであろうことは、当然予想されるであろうである。

割賦販売はアメリカにおいては古くより行われており、とりわけ現在、広範に利用されていることは、周知の通りであるが、前述の会計問題をどのように採り上げていくか、特に、その仕訳、記帳方法がどのようにになされているかということを具体的に解明することは、さしあたり、わが国での問題を考察する場合には不可欠なものとなるであろう。

さて、われわれが、アメリカにおける割賦販売の契約不履行および取戻し商品の会計処理を考察するにさきだつて、あらかじめ、このような契約不履行および商品の取戻しが、どのようにして行われているかということを検討することが必要であろう。この点については、二つの問題について考察される。第一は、これ

までの回収した金額を如何にするかという問題であり、第二の問題は、商品を取戻す場合の方法である。

契約不履行の結果、販売した商品を取戻した場合、アメリカでは、一般には、売手がこれまで回収した金額を、無効とすることになっているが、若干の州では、取戻し商品を再販売して得た金額が、未決済残高より多いときは、その超過分だけもとの買主に返還するよう法律で規定している所もある。また、法律上の規定はなくとも、商略上同じようなことをやっている場合もあると云われている。

つぎに、販売した商品を取戻す場合の方法についてであるが、これは、買手が、あらかじめ、その支払を履行しない場合にそなえて販売者が、販売商品の「取戻し権」を留保することが通例であり、この方法は、特定の州の法律にしたがつて、利用される方法は、種々異なっているが、大体において、アメリカでは、少くとも、半分は条件付売買契約にもとづいており、条

件付販売契約に対する州の規則がきわめて厄介な所では、他の方法が利用されているといわれている。⁽²⁾

アメリカでは、商品を取戻す方法には、以前においては、三十余りの異った方法があったが、その後漸次統一され、簡単になつて、現在ではつぎの四つの方法が利用されている

「1 売手による所有権の留保

a 条件付売買契約の利用による場合

この契約によると、売手は、最後の割賦金が決済されるまでは、所有権を留保する。この方法によると売手は保護されるが、取引は、販売よりもむしろ販売契約である。しかし、このことは会計においては無視されている。

b 賃借買入制 これは、最後の支払までは、財産の借用契約である。

2 未回収の割賦金に対し抵当権を設定することを条件とする所有権の直接的な移転

3 最後の割賦金が回収されるまで受託者に譲渡する。⁽³⁾

本稿では、以上のことを念頭におきながら割賦販売の契約不履行および取戻し商品の会計処理方法について、H. A. Finney の所説を紹介しながら、その問題点を明らかにすることにする。

[註]

H. A. Finney の著書のうまゝこの問題について、⁽⁴⁾とくに詳細に取扱つてゐるのは、Principles of Accounting の第二版（一九三四年の発行であるため、⁽⁴⁾）第三版と明示してゐないが、第二版であると推定される⁽⁵⁾）第三版（一九四六年発行）第四版（一九五二年発行）の版は、H. E. Miller との共著である⁽⁶⁾）である。

- (1) 企業会計原則注解注の(3)
- (2) W. H. Steiner & H. S. Kane, Credits and Collections, Principles and Practice, 1950, p. 176.
- (3) H. A. Finney & H. E. Miller, Principles of Accounting, advanced, 4th ed., 1952, p. 118.
- (4) H. A. Finney, Principles of Accounting, inte-

mediate, 1934, pp. 239~242.

(5) H. A. Finney, Principles of Accountings, advanced, 3rd., 1946, pp. 84~89.

(6) H. A. Finney & H. E. Miller, Principles of Accounting, advanced, 4th ed., 1952, pp. 131~136.

二 取戻し商品の評価とその会計処理

H. A. Finney が、取戻し商品の評価とその会計処理を展開するにあたって、版の進むにしたがって、その理論の発展が見られることは彼においては特徴的であるが、それはつぎのようにして行われる。すなわち、彼が積極的に自分の見解を展開する場合、必ずず他のいくつかの方法を掲げ、相互に検討するのであるが、いづれも、これらの方法は各版において同一の方法を示しているわけではない。後述するように、先の版で示された会計処理方法が、後の版では省略され、あらたに新しい別の会計処理の方法がとりあげられている

場合があるのである。以下版を追って、彼の述べるところを紹介しよう。

(A) 第二版における見解

一九三四年発行の第二版では、商品を取戻した場合の会計処理の方法として、つぎの三つの方法をあげている。

第一の方法は、「商品を取戻した場合にはその取戻し商品を資産として計上せず、商品を再販売した時、その販売価額を取戻し商品売上勘定に貸方記入し、販売価額全額をもって利益とみなす」方法である。「この方法は、取戻し商品の価額が極めて低い場合とか実現価額が、合理的な正確性をもって決定することが不可能な場合に、しばしば利用される」方法であるとしているが、H. A. Finney は、ここでは、この方法に對しては、つぎのような理由でもって反對している。すなわち、「この方法が使用され、取戻し商品の価額が販売されるまで勘定に計上されない場合には、(傍

線の部分は、同じことが繰り返されている、三版、四版では省略されている―桑原) 商品の処分以前に作製される報告書は、取戻し利益または損失を誤って評価し、純資産(三版、四版では、純の字がとられている。ない方がよい―桑原)を低く評価することになるであろう。」と云っている。

第二の会計処理の方法としては、H. A. Finney は、「取戻し商品を未回収原価でもって計上する」方法をあげている。この方法によると、「商品が再販売されるまでは、利益または損失は示されない」ことになる。この方法に対しては、「殆んど正当性がない」という評価を行い、その理由として、「この方法は、取戻し商品については、全く勝手な価額を設定し、損失の計上を延期することがしばしば生ずるからである」としている。

第三の方法は、「取戻し商品を減価々額 (depreciated value)」でもって評価する方法である。この方法につ

ては、H. A. Finney は、「困難なこともかもしれない」とは云っているが、「会社が取戻し商品を評価するにあたって、その商品が再販売された時に、公正な利益 (fair profit) が与えられるような金額でもって設定することは、経験によつて可能となるであろう」と云っている。そして、「この方法は、商品取戻し損、棚卸商品の価額および再販売による利益についても、殆んど正確な報告書をうるであろう」という理由でもって、「推挙さるべき」方法であるといっている。この方法を例示すれば、つぎの通りである。たとえば、つぎの事柄を仮定する。(以下、単位はすべてドル)

売 上	150	総利益
総利益 (33⅓%)		50
回収代金	90	
代金回収による実現総利益		30
	60	20

取戻し商品が、三五ドルの価額であると仮定すれば、商品を取戻した時の仕訳は、つぎの通りになるであろう。

取戻し商品	35	顧客勘定	60
契約不履行*	5		
割賦売上繰延総利益	20		

もしも、取戻し商品に、七五ドルの評価々額が与えられると仕訳は、つぎのようになるであろう。

取戻し商品	75	顧客勘定	60
割賦売上繰延総利益	20	契約不履行*	35

* 契約不履行勘定は契約不履行損および契約不履行益の総合勘定

以上のように、この版では、H. A. Finney は、割賦販売が、契約不履行となった場合、取戻し商品の評価を、経験によるところの減価々額で評価することが、もっとも合理的であるとしている。しかし、この主張も、一九四六年発行の著書では、変更され、つぎのよ

うに述べられている。

(B) 第三版における見解(一九四六年)

第三版では、取戻し商品の評価の方法については、四つの方法が論ぜられている。このうち、二つの方法は、あらたに附け加えられたものであり、第二版と同じ方法をあげているのは、二つである。したがって、第二版で述べられていた三つの方法のうち、一つは第三版では述べられていない。ところが、この述べられていない一つの方法というのは、第二版で最も合理的であると主張したところの「減価々額」でもって評価する方法であることは注意する必要があるであろう。

第三版で、H. A. Finney が、まづ最初にあげている方法は、第二版における第一の方法と同じである。

この方法は「商品が取戻された場合には、取戻し商品を資産として計上せず、売掛金残高が当該繰延総利益を超える超過分全部を損失として借方記入する」方法であり、取戻した商品が再販売された場合には、販売

価額全部は、利益として記録される。この方法は、第二版における場合と同様、取戻し商品の価額が低いか、その実現価額が合理的な正確性をもって決定することが不可能な場合には、しばしば利用されるが、作製される報告書では、取戻し資産が低く評価されるであろうという理由をもって批判的である。

第二の方法は、第二版の第二の方法と、内容的には同じであるが、第三版では、別な表現を使って説明している。これは、つぎの第三の方法と区別するために行つたものであらうと思われる。すなわち、この方法は、第二版では、「取戻し商品を未回収原価でもって計上する」方法と表現しているのに対し、第三版では、同じことを、「取戻し商品を、未収金残高が、当該繰延総利益の超過分に等しい金額として計上する」という表現になっている。この方法を、H. A. Finneyによつて例示すれば、つぎの通りである。

たとえば、つぎの事例を仮定する。

受取勘定 繰延総利益

最初の売上価格	150	150
原 価		<u>100</u>

総利益 (33⅓%) 50

回収代金 60

回収代金に適用される総利益 20

取戻し田における勘定残高 90 30

この場合、第二の方法による契約不履行および商品取戻しのための仕訳は、つぎの通りである。

取戻し商品勘定 60 受取勘定 90

繰延総利益 30

この方法にたいしては、H. A. Finneyは、第三版では、便宜的であるという長所は認めるが、(第二版では、little justificationという評価を与えていた)しかし、第二版のときと同様「取戻し商品は受取勘定と繰延総利益勘定との純残高に等しい勝手な価格(arbitrary value)が与えられ、契約不履行による損失

(または、おそらく利益)の計上は、取戻し商品が、再販売されるまでは延期される」という理由でもって批判的である。

第三の方法は、第二版の時にはなかった方法である。

これは「取戻し商品を未回収原価でもって計上する方法、すなわち、取得原価から回収代金全部を控除する」方法である。この方法を、第二法の例にあげた数字で示すと、原価、一〇〇ドルから、回収代金、六〇ドルを控除すればよい。すなわち、四〇ドルである。この方法によると、以前では収益としてみなされていた総利益の一部分を変更し、それを取戻し商品棚卸の評価減として処理することになる。この方法による契約不履行および取戻し商品の仕訳を示せばつぎの通りである。

取戻し商品棚卸	40	受取勘定	90
損益 (以前に利益として計上せるもの)	20		
繰延総利益	30		

割賦販売の契約不履行および取戻し商品の会計処理(桑原)

しかし、この方法も、H. A. Finneyによれば、「契約不履行による損失の金額は、純粹には取戻し商品の勝手な評価の結果」であるとして批判的である。

第四の方法は、「取戻し商品を、その減価価格または、未回収原価のいづれか低い方でもって計上する方法である。前述の例によると、未回収原価は、つぎのように計算される。

原 価	100
売上価格に対する原価の割合	66⅔%
回収代金	60
回収原価	40
減価価格が、五五ドルであると仮定すると、仕訳はつぎのようになる。	60

取戻し商品棚卸	55	受取勘定	90
繰延総利益	30		
契約不履行損	5		

H. A. Finney は、第三版では、「この方法が、」最も論理的で、最も保守的な方法である」ように思われると述べている。

なお、契約不履行損、五ドルは、つぎのようにして計算されている。

回収代金	60
取戻し商品の評価	<u>55</u>
合 計	115
原 価	<u>100</u>
実現総利益	15
差引：以前に計上せる総利益	<u>20</u>
差額（取戻し損）	5

© 第四版における見解（一九五二年）

第四版では、H. A. Finney は、「取戻し商品の評価方法としては、いくつかの方法があると前置して、特につぎの三つの方法をあげている。なお、第四版からは、前述のように H. E. Miller との共著になっている。

る。

第四版における第一の方法は、「取戻し商品を、取戻しの時における商品の価額でもって計上する」方法である。彼等は、この方法が、所得税目的として受け入れられているため、実務上、おそらく、最もひろく行われている方法であろうと述べている。この方法を彼等の示すところにより例示するつぎの通りである。

一九五〇年六月一日に、割賦基準にもとづいて報告をする商人が、原価六〇ドルの商品を一〇〇ドルで販売し、頭金二〇ドルを受け取り、残額は、割賦金五ドルでもって、一六ヶ月にわたって決済されると仮定する。これらの割賦金のうち、九回分が決済されたのち、（一九五〇年に六回、一九五一年に三回）買手が契約を履行しなかったとする。契約のときの条件によつて、商人は、契約不履行の時に、二五ドルの価額の商品を取戻した。商品の取戻しにより生じた利益は、つぎのように計算される。

取戻しの時における商品の価額 25

放棄された契約の金額 (7回の未決済割賦金)

額面価格 (5×7) 35

差引: 未実現利益 (40%) 14 21

1951年の商品取戻し益 (課税) 4

1951年に支払われた3回の割賦金に
ついて報告されるべき利益 6

(15×40%)

1951年における利益 10

取戻された商品は、二五ドルで (取戻された時の価

額) 棚卸商品に戻されなければならない。この場合の

仕訳は、つぎに示すとおりである。

取戻し商品棚卸 25 割賦売掛金 35

割賦販売繰延総利益 14 商品取戻し益 4

商品が回収されない場合、または商品が回収されて

も価値がない場合には、上の計算では、『商品の取戻

し』の時における商品の価額』のかわりに、『零が代入さ

割賦販売の契約不履行および取戻し商品の会計処理 (桑原)

れなければならない。そうすれば、納税者は、一五ド

ルの控除をうけることになるであろう。(二ドルの

契約不履行損失より割賦金回収による実現総利益六ド

ルを差引く) この場合の仕訳は、つぎのとおりであ

る。

契約不履行損 21 受取勘定 35

割賦販売繰延総利益 14

第二にあげている方法は、第三版における第二の方

法と同じ方法である。すなわち、「未回収の受取勘定

より、当該繰延総利益 (未実現総利益) を差引いた金

額をもって、取戻し商品を計上する」方法である。

さきの例の数字を使用すると、取戻し商品は、勘定

面では、二五ドルで記録されることになる。この場合

の仕訳は、つぎの通りである。

取戻し商品棚卸 21 受取勘定 35

割賦販売繰延総利益 14

この方法に対しては、第三版の場合と同様契約不履

行による見込利益、または見込損失の計上は、取戻し商品にたいして勝手な評価を与えるという理由で、批判をしているだけで、新しい批判は加えられていない。

第三の方法は、第三版における第一の方法すなわち、第二版の第一の方法と同じ方法である。この方法は、前述のごとく、「商品が取戻された時には、取戻し商品を資産として計上せず、売掛金残高が、当該繰延総利益を超える超過分全部を損失として計上する」方法である。この方法にたいしては、第三版におけると全く同様、取戻し商品の価額が低いか、または、その実現価額が、合理的な正確性をもって決定することが出来ない場合には利用されるが、作製される報告書に於いては取戻し商品が処分される前には、取戻し利益または取戻し損失は誤って評価され、その商品は、低く評価されるであろうという理由でもって批判的である。以上、第四版では、とくに、三つの方法をあげているが、第二、第三の方法に対して、いづれも批判的で

あるところからみると、結局は、なんら批判を与えていない第一の方法を消極的に支持しているように思われる。

(D) 要 約

以上により、割賦販売の契約不履行による取戻し商品の評価について、H. A. Finney における第二版、第三版、第四版の見解を整理すると、取戻し商品の評価については、全部で六つの会計処理の方法をあげているが、これらを通じて特徴的に云えることは、第一に、各版ごとに、支持するところの会計処理の方法が異なっていることである。第二には、第二版で支持されていた会計処理の方法は、第三版では無視されており、第三版では、第二版で全くふれられていなかった会計処理の方法が支持されていることである。いわば、会計理論および、その処理方法が、発展させられていることである。同様なことは、第二版と第四版、第三版と第四版との間においてもいえる。

以下、H. A. Finney の支持している会計処理の方法と、その根拠としてゐるところを、順を追つて整理すると、つぎの通りである。

第二版では、H. A. Finney は、前述の第三にあげた方法が「殆んど正確な報告書」をうることが出来る方法であるという理由でもつて、「取戻し商品を減価価額で計上する」方法を支持している。なお、この場合、減価々格というのは、H. A. Finney においては、再販売価格より公正利益を差引いた金額である。

ところが、第三版になると、第二版における減価々格と、未回収原価のいづれか低い方でもつて計上する方法を支持している。そして、この方法に対しては、「最も論理的で、かつ、最も保守的な方法」であるという評価を与えている。ここでいう未回収原価とは、前述のように、売上商品原価より回収代金の原価部分を控除したものを意味している。この方法を前述の第二版において支持している方法と比較すると、減価価

格と、未回収原価のいづれか低い方を選択するのであるから、それだけ、経理操作を自由に行うことが可能であると同時に、全体としては、取戻し商品が低く評価され、したがつて、それだけ、利益が少く表示されることになる。

しかし、第四版になると、所得税目的として受入れられるために、実務上もつとも一般的に行われている方法であるということを理由にして、「取戻し商品を取戻しの時における価額でもつて計上する」方法を消極的ではあるが支持している。この方法は、利益の正しい表示のための会計処理というよりもむしろ、税務対策としての会計処理であるところにその特徴がある。この方法によると、実質的には、取戻し商品を時価でもつて評価するものであるから、それだけ、取戻し商品の評価については、客観的な証拠に乏しく、したがつて、もつとも、経理操作の可能な方法であるといへる。

ここで、われわれが、H. A. Finney の所論について、注意しなければならぬことは、第二版、第三版、第四版と版が進むにしたがつて異つた方法を支持しているばかりでなく、それを根拠づけるそれぞれの理由自体も異なっているということである。われわれは、

第二版において、前述の会計処理方法を支持する理由としてあげている「殆んど正確な報告書」をうるること、第三版の「最も論理的でかつ保守的な方法」であることとの論理の内容には、何らの同一性ないしは関連性を見出すことが出来ない。と同様に、われわれはまた、かかる論理的な内容は、第四版の「所得税目的として受入れられているために実務において、もっとも一般的に行われている」方法であるという理由との間に、何らの同一な内容を見出すことは出来ない。

換言すれば、H. A. Finney の取戻し商品の評価に関する限りにおいては、その会計処理方法の発展は、これらの会計処理を形式上根拠づけることの理由の

必然的な発展の結果として生まれたものではないと考えられるのである。むしろ、H. A. Finney にあつては、何らかの形で会計処理方法が決定され、しかるのちに、その会計処理方法を根拠づける「理論」が工夫されたようにさえ思われるのである。

三 契約不履行および取戻し商品の記帳

つぎに、H. A. Finney に於いては、契約不履行および取戻し商品が日常どのように整理されているか、その記帳方法について、前述の著書によりながら、順次検討することにしよう。

H. A. Finney の前述の著書の第二版と第三版とは契約不履行および取戻し商品の記帳方法については次に述べるような発展が見られるが、第三版と第四版とは、若干の字句の相違を除けば全く同じである。以下とくに第二版と第三版とをとりあげ両者を比較して、その変更された諸点を指摘し、その変更された意義を

考察する。

(A) 第二版における記帳方法

第二版においては、つぎのような契約不履行帳 (Default register) が掲げられている。ただし一九三二年勘定の総利益率は、三三・三三パーセント、一九三三年勘定の総利益率は、四〇パーセント、一九三四年勘定の総利益率は五〇パーセントとする。

〈表1〉 契約不履行帳

日付		1932年 勘定 (33½%)	1933年 勘定 (40%)	1934年 勘定 (50%)
1934 7/5	A 顧客	60		
	B "		100	
	C " (等々)			150
	貸方	360	700	350
	借方	120	280	175
	借方	240	420	175

〔表1〕の顧客欄の金額は、補助元帳における顧客勘定の貸方に記入される。月末には、帳簿の欄が締切られ、その合計が年度毎に、受取勘定の (統制勘定) 貸方に記入される。繰延総利益 (または損失) は各欄の合計に、その年度の総利益率を乗ずることによって計算される。そして、それによって生じた結果は、繰延総利益勘定の借方へ転記される。未回収受取勘定と繰延総利益との差は、未回収原価による損失であって、これは契約不履行勘定の借方に記入される。

(B) 第三版における記帳方法

第三版では、第二版における契約不履行帳にさらに、「取戻し商品」の欄を設けている。したがって、名称も「契約不履行および取戻し商品帳」(Default and Repossession Register) と変更されている。以下、三版に示されている帳簿とその処理方法を示せばつぎの通りである。〔表2〕

〈表2〉 契約不履行および取戻し商品帳

日付		1944年 勘定 (30%)	1945年 勘定 (40%)	1946年 勘定 (33 $\frac{1}{3}$ %)	取戻し 商品
1946 5/7	得意先A			100	55
7/11	" B	100			20
7/12	" C		150		60
		1,500	1,200	900	1,350
		450	480	300	

回収しえないものとして記帳される勘定残高は、もとの年度を示す欄に分類される。これによって、それに適用される繰延総利益合計は、各項目の合計に、販売年度に適用される総利益率を乗ずる（各欄の最初に示している）ことによって決定することが出来る。しかしこの方法は、繰延総利益勘定から、利益への振替

が、毎月なされているものと仮定されている。そのため、契約不履行日における勘定残高に適用しうる繰延総利益だけが繰延総利益勘定にあらわされることになる。補助元帳における受取勘定は、その顧客に対して示される金額でもって、それに貸方記入される。

なお、月末には、つぎのような総括記入が行われ、一般元帳の諸勘定に転記される。

取戻し商品勘定	1,350	受取勘定—1944	1,500
繰延総利益	1944 450	" —1945	1,200
"	1945 480	" —1946	900
"	1946 300		
勘定不履之積	1,000		

以上が第三版で示されている方法であるが、この方法は、契約不履行になった場合、商品の取戻しをしない時には、第二版における記帳方法がはるかに簡単であり、整理しやすい方法であるように思われる。しかし、商品の取戻しを行う時には、第二版に示した方法

による方が却つて複雑となり、第三版の方が整理しやすいであろう。問題は、契約不履行の場合、商品を取戻すかどうかということ、および、商品を取戻す頻度によつて、具体的にどちらの方法が、記帳方法として、より簡便化されるかということの検討が重要であろう。ただわれわれは、H. A. Finney が、帳簿を、契約不履行帳より、契約不履行および取戻し商品帳へと発展させている根拠を明らかにしなければならぬが、この点については、H. A. Finney 自身、明らかにしていないために、後程、他の問題と一括して考察することにする。

四 契約不履行の記録の二者択一的方法

前述のように、契約不履行の仕訳が総括的に行われ、一般元帳の諸勘定に転記されるのと同様に、実現総利益の一般元帳への転記も総括的に行われる。H. A. Finney は、通例、契約不履行の記入は、月末に行

われ、実現総利益の転記は年度末に行われるといつてゐる。この場合彼によれば、契約不履行および、取戻し商品の記録には、二者択一の手続があると考えられてゐる。

第二版では、この点については、少しもふれられていないが、第三版、第四版では、つぎのような例をあげて説明してゐる。

たとえば、つぎに示すような資料が与えられ、販売された時には、割賦売上勘定の貸方に記入されてゐると仮定する。

	受取勘定	繰延総利益
原価販売価格	150	150
原 価		100
総利益 (33⅓%)		50
回収代金	60	
回収代金に適用される		20
総利益 (33⅓%)		20
取戻しの日における	90	
勘定残高		30
取戻し商品の原価	55	

第一に、契約不履行が、販売の年度に発生し、いかなる利益も、実現したものと計上されていないと仮定する。販売が取消され受取勘定の残高が閉じられる。すなわち、回収した割賦金と契約不履行の割賦金は、収益の別々の分類として記録される。商品の原価は、普通の商品勘定から移される。取戻し商品の評価が行われ、商品の原始取得原価と取戻し商品の評価々格との差異は、損失として記録される。

生し、すでに実現利益が年度の終りに計上されていると仮定する。前述の例により、契約不履行となるまでに、販売された年度に四五ドルが回収され、つぎの年度中に、一五ドルが回収されたと仮定すると、二つの年度における仕訳はつぎのようになるであろう。

		販売した年度			
		受取勘定	150	割賦売上	150
		現金	45	受取勘定	45
		割賦売上	150	仕入	100
				繰延総利益	50
		繰延総利益	15	実現総利益	15
	翌年				
		現金	15	受取勘定	15
		取戻し商品棚卸	55	受取勘定	90
		繰延総利益	35	不履行契約よりの収益	15
		取戻し損失	15		

割賦売上	150	受取勘定	90	不履行契約の収益	60
取戻し商品棚卸	55	商品棚卸 (または仕入)	100		
取戻し損失	45				
計上される純収益は60	マイナス45	すなわち15			

である。

第二は、契約不履行が販売した年度以後の年度に発

取戻し損失15はつぎのように計算される。

回収不能原価

原価： 100

最初の年度の代金回収による回収原価を控除

(商品取戻しの年度中の回収代金は全部
収益の特別の分類として処理する。)

45の66⅔% 30

回収不能原価 70

取戻し商品に与えられる評価 55

取戻し損失 15

五 顧客への払い戻し

顧客への払い戻しについては、H. A. Finney は、第二版では全然取扱っていないが、第三版、第四版ではつぎのように述べている。

前述のように、アメリカの若干の州では、契約不履行の顧客は、取戻し商品の売上高から、取戻しおよび

再販売のための費用を差引した金額を請求しうる権利が与えられているところがある。つまり、顧客勘定の最後に残る貸方残高は、いづれも顧客に支払われることになるのである。このような状況では、売手は、実質的に、その商品の再販売については顧客の代理人として活動していることになる。したがって、この場合、再販売以前においては、記録を目的とするなどのような商品の評価のことも必要がないように思われるのである。

H. A. Finney は、第三版、第四版では、この場合の会計処理の方法を、つぎのような例により説明している。

たとえば、商品取戻しの日に、諸勘定が、つぎのように示されている。

顧客 A	
(売上 a/c に対する借方記入)	150
(現金 a/c に対する貸方記入)	60

繰延総利益

(収益に計上)	20	(合計)	50
---------	----	------	----

ならに、その取戻し商品が、一一〇ドルで再販売され、商品取戻しおよび再販売費用が一五ドルであったと仮定して、彼はつぎのような仕訳を示している。

顧客 A	15	現金	15
商品取戻しおよび再販売の費用			
現金または受取勘定	110	顧客 A	110

商品の再販売のための仕訳

顧客 A	5	現金	5
顧客への払いもどし			

繰延総利益	30	実現総利益	30
-------	----	-------	----

利益に計上された繰延総利益残高

ところが、再販売額を顧客勘定の貸方に記入し、商品取戻しおよび再販売費用を借方記入したのちに、顧客勘定が借方残となった場合には、この残額と、顧客

勘定に適用される繰延総利益は、相殺さるべきであり、そしてかかる二つの残高の差額は、契約不履行損失または利益を示すものであると云われている。

六 む す び

以上、われわれは、H. A. Finney における割賦販売の契約不履行および取戻し商品の会計処理について述べてきたが、最後に、問題点を結論的にまとめておこう。

まず、取戻し商品の評価についてであるが前述のように、第二版、第三版、第四版とも彼の支持する会計処理方法が異っており、しかも、そのような相違が、かかる会計処理方法を根拠づける理論の発展の必然的な結果として、それらの会計処理方法が異なっているのではないということを指摘した。したがって、H. A. Finney においては、理論と会計処理の方法との関係は逆の関係にあると考えられる。すなわち、まず

会計処理方法が決定される。しかるのちに、それを根拠づける理論が決定されるに至ったと考えられる。換言すれば、少くとも、H. A. Finney にあつては、この問題に関する限り、その会計理論は、会計処理を合理化するための便宜的な論理に過ぎないといつてもよいであらう。

ここで問題になるのは、このようにして合理化されている会計処理が現実の会計実務において如何なる機能をはたしているかということである。

この点については、H. A. Finney は何ら言及していないが、前述のごとく、H. A. Finney においては、第二版では、会計処理の重点が、正確な報告書を得るということにおかれていたが、第三版では、自由な経理操作ないしは過少利益表示のための会計処理に移っており、さらに、第四版では、企業の税務対策としての会計処理というように変えられていると云うことは極めて重要であらう。

このような、主張の推移を意義づけるにあつては、われわれは、会計以外の分野をも含めて全体として考察する必要があるように思われるが、少くともわれわれの推測しうるところでは、社会、経済的な諸関係、法律的关系（特に税法）および、その当時の特殊事情に制約されながら、結局、会計実務においては、個々の企業にとつて、もつとも有利な方法が展開されたものと判断しうる。しかし、この点については、稿をあらためて、検討する必要があるであらう。

つぎの契約不履行および取戻し商品の記帳方法にあつても、同様なことはいえる。第二版における「契約不履行帳」より、第三版および第四版の「契約不履行および取戻し商品帳」への発展は、やはり具体的に考察しなければならぬが、われわれの推測するところによると、恐らく、取戻し商品の増加という経済的な事実を無視しては理解出来ないであらう。

契約不履行記録の二者択一的方法にしても同様に云

える。この問題は、本質的には、具体的な記帳において、実現総利益および契約不履行の総括記入におけるタイミングの相違を如何に整理するか、ということによって発生した問題であつて、このような大量の取引と契約不履行が実際に行われない時には問題とならないことであり、第二版で積極的にとりあげられていないのもこのような観点から見らるべきであらう。

さいごに、顧客への払いもどしに対する会計処理の特徴は、第一に、会計処理が、法律の規定通りに行われていることである。第二に、したがつて、このような法律の規定のない州では、全然異つた会計処理が行われることになる。このため、われわれが、会計処理を意義づけるにあつては、法律事情を無視して考察することは、当然なことではあるが不可能であると思われる。第二版でとりあげられていないのも、かかる観点から判断さるべきであらう。